

令和6年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年11月25日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開会時刻	午前 9時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時14分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	欠席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
なし			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			次長	遠藤 俊一
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第24号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	報告第11号 報告事項について			
日程第4	その他			
議事(担当)		内容		
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和6年第11回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号8番 長谷川 正博 委員</p> <p>議席番号9番 新井 正美 委員</p> <p>を指名します。</p>		

<p>日程第2</p>	<p>議長</p>	<p>議案第24号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」により、委員は自己に関係のある議事に参与することができません。</p> <p>このため、議案第24号の1番及び2番に関係する委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員退席)</p>
	<p>議長</p>	<p>1番について事務局より説明願います。</p>
	<p>事務局</p>	<p>まずは、内容の説明に先立ち、譲渡人に関する情報を補足します。</p> <p>農地の所有者であった方は、既に逝去しています。</p> <p>現在は、相続財産清算人が選任され、財産の処分等を行っており、本申請の譲渡人は相続財産清算人となっています。</p> <p>譲受人の状況を説明します。譲受人の世帯員等は、鶴ヶ島市に畑で1,405㎡を所有しており、適正に管理がされている状況です。また、農作業の従事状況は、譲受人が年間250日、譲受人の父が年間300日であり、その他の世帯員等の3人も従事しています。</p> <p>周辺地域との関係は、引き続き畑として利用するため、農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えているとのことです。</p> <p>次に議案書をもとに説明します。</p> <p>申請地は、鶴ヶ島市役所の南約540メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。</p> <p>農地の所有者であった方は一人住まいであったため、譲受人が食事を届けたり、頻繁にお伺いしたり、農地の管理の手伝いをするなど、譲受人の所帯は密な近所付き合いをしていましたが、令和6年1月に逝去されました。</p> <p>生前、高齢により農地の管理が困難になり始めた際、譲受人への申請地の譲渡を希望したため農地法第3条の申請をしようとしたのですが、当時は農地の下限面積の要件があり、申請することができなかったとのことです。しかし、申請できないことが分かった後も、申請地の管理の手伝いを続けてきました。</p> <p>譲受人は先祖代々、養蚕・露地野菜農家として、農協に出荷してきたとのことです。相続により農地は各相続人に細分化されましたが作付けを続けており、譲受人は20歳頃から</p>

農業を手伝ってきました。

現在は、譲受人と譲受人の父が中心となり露地野菜を作付けし、販売しています。申請地でも露地野菜を作付けし、売上を伸ばしていきたいとのことでした。

なお、農地の所有者であった方には法定相続人がいないため相続財産清算人が選任されており、申請地の譲受人への売却を許可する審判を家庭裁判所から受けています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
現在は野菜を無人販売しています。これからは直売所に出荷できるように頑張りたいとのことでした。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 次に2番について、事務局より説明願います。

事務局 まずは、譲受人の状況を説明します。譲受人の世帯員等は、鶴ヶ島市に畑で7,251㎡を所有しており、その内訳は、自作地として6,686㎡、貸付地として565㎡です。

自作地は適正に管理されている状況です。また、貸付地は農業交流センターの市民農園として利用されています。

農作業の従事状況は譲受人が年間150日、妻が年間60

日です。

周辺農地との関係は、引き続き畑として利用するため、農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えているとのことです。

次に、議案書をもとに説明します。

申請地は、鶴ヶ島市保健センターの北約400メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。

譲渡人は申請地を令和5年に相続により取得しましたが、耕作をすることはもちろん、除草を続けることも困難な状況のため、鶴ヶ島市に寄付を申し出ましたが、受け付けることは難しいとの回答があったとのことです。そうした中、隣接する農地の所有者である譲受人に譲渡したいとの申出があったとのことです。

申請地は接道が無く、譲受人の畑を通行しないと入れないこともあり、将来は荒廃農地となる可能性があるため、譲り受けて耕作する必要があると考えました。

譲受人の実家は他市で、米や野菜等を栽培している専業農家であり、10代の頃から農業を手伝っていたとのことです。結婚後も露地野菜等の作付けを続け、定年退職した約2年前からは農業に専念できるようになったとのことです。

所有農地では主に麦と露地野菜の作付けを行っており、そのほかにも集落営農団体の会長として麦の栽培、福祉作業所が行う農業の手伝いもしているとのことです。

申請地は、土の中に石が多くトラクターを使うのに適さないため、栗や柿などの果樹の栽培を予定しているとのことです。なお、妻の実家では栗などの果樹の栽培をしていたので、栽培の方法も身につけているとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
譲渡人からは農地を相続したが、管理ができないということで相談があったとのことです。申請地は接道が無いが、譲受人の妻の農地が隣接しており、西側の市道に接道していることから、出入りには問題ないということ。申請地の東側には水路沿いに道があるが、農地との段差があり、車の進入も禁止となっているため使用できないとのことです。
申請地は石が多く、普通の野菜の栽培が難しいということで、果樹の栽培を考えているとのこと。譲受人は農地を全体で約7,000㎡所有しています。集落営農団体の会長であり、会員数は10名ほどであるとのことです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします

す。

推進委員

譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とす
ることに決定しました。

議長

1番及び2番の議事が終了したので、関係委員の入室を許
可します。

(関係委員入室)

議長

次に3番について、事務局より説明願います。

事務局

まずは、譲受人の状況を説明します。
譲受人の世帯員等は、鶴ヶ島市に畑で7, 132㎡を所有
しており、その内訳は、自作地として3, 241㎡、貸付地
として3, 891㎡です。自作地は適正に管理されている状
況です。また、貸付地は、農地中間管理制度を利用し、農業
法人が耕作しています。

農作業の従事状況は年間280日です。

周辺農家とは良好な関係であり、農薬の使用方法の違い等
によりトラブルとなったことはなく、今後も話し合っていく
とのことでした。

次に議案書をもとに説明します。

申請地は、鶴ヶ島市北市民センターの西約100メートル
に位置する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定さ
れています。

譲受人は、以前より申請地の管理を譲渡人から任されてお
り、譲渡人と共同で行っていたとのことでした。

この度、譲渡人の体調不良により申請地の譲渡を打診され
たとのことでした。

		<p>長年管理していた土地であり、営農の拡大を考えていたこともあったため、申し出を受け入れることとしたとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 譲渡人は、現在、病院に入院しています。申請代理人に間に入ってもらい、譲渡人本人から私の方に電話いただき、本申請内容に間違いがないことを確認しました。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問、意見等なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	報告第11号「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 <li style="padding-left: 20px;">令和6年第9回総会における審議案件 1件 <li style="padding-left: 20px;">令和6年第10回総会における審議案件 4件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出について <li style="text-align: right;">なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 <li style="text-align: right;">なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 <li style="text-align: right;">1件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 <li style="text-align: right;">1件

		<ul style="list-style-type: none"> ・農地改良等に係る届出 ・諸証明の発行 	なし 1通
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見等なし)</p>	
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>	
	議長	<p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>	
日程第4	議長 事務局	<p>その他について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>特にありません。</p>	
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>	
閉会	議長	<p>以上をもって、令和6年第11回農業委員会総会を閉会します。</p>	